

令和5年度

行政懇談会における質問等の対応状況調査票（第1回）

上 勢 区

	行政区	質問等要旨	答弁	対応状況	担当課
1	上勢区	上勢区内道路の白線表示だが、5割以上消えかけているので、早めに引き直してほしい。	状況を確認し、対応いたします。 また、道路損傷等通報システム又は窓口にて場所をお知らせください。道路損傷等通報システムは、役場ホームページ又は役場公式LINEのリンクからご利用いただけます。	確認できた箇所から順次対応しており、現在、桑江5号線（グリーブホーム上勢頭前）が完了しています。	土木課
2	上勢区	中部広域都市計画図を見ると、山側は、「第一種低層住居専用地域」と「第一種中高層住居専用地域」とあるが、できれば山側全て「第一種低層住居専用地域」にしてほしい。 これ以上増えると圧迫感があり、風も通らず空気がよどみます。盗撮被害の恐れもあるかもしれません。 大規模マンション等をつくるなら海側だけにしてください。	上勢区、桑江区、美浜区、北玉区には、用途地域を第一種低層住居専用地域に指定している区域があり、ここでは高さ10m以上の建物が建築できないといった制限があります。また、北谷町景観計画では、謝苺公園や桃原公園を視点場とし、本町の東部から西部の海岸低地に向かって低くなる地形によって開けた眺望を確保するため、謝苺区、北玉区、宇地原区においては、原則として建物の高さを16m以下とすることを景観形成基準として定めています。ただし、この基準に強制力はないため、景観形成における課題の一つでもあります。令和4年度に改定された「都市計画マスタープラン」において、魅力ある都市づくりの方針を示しており、「町民等が主体となった景観づくりを進めるを仕組み・体制を構築します」としてあります。良好な景観形成と住環境を維持するため、地域住民の意見を伺いながら、必要に応じて建築物の適切な規制誘導等について検討してまいります。	回答のとおり。	都市計画課
3	上勢区	町道主道沿いの草刈りはしているが、脇道沿い等は草刈りされてない所が多いのでお願いします。	町道や里道の草刈りにつきましては、町全域の状況を考慮しながら対応しております。対応可能かどうか確認したいため、道路損傷等通報システム又は窓口にて場所をお知らせください。道路損傷等通報システムは、役場ホームページ又は役場公式LINEのリンクからご利用いただけます。	回答のとおり。	土木課